

保護者様

国立市立国立第 学校長

【B】登校連絡票

- ・ この用紙は、「インフルエンザ」、「新型コロナウイルス感染症」、第三種感染症のうち「その他の感染症」に
お子さんが罹患した場合に使用するものです。
- ・ お子様が登校する際は、保護者様が記入した本紙を必ず持たせて登校させてください。

病 名（○をつけてください）	出席停止期間	提出 様式
インフルエンザ（ 型）	（発症日を0日目として）発症後5日を経過し、 かつ、解熱後2日を経過するまで	【B】
新型コロナウイルス感染症	（発症日を0日目として）発症後5日を経過し、 かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
溶連菌感染症 マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 ヘルパンギーナ 手足口病 その他（ ）	医師により指示のあった期間	

罹患中の主な症状（該当する症状全てを○で囲んでください）			
・発熱 ・頭痛 ・筋肉痛 ・関節痛 ・倦怠感 ・咳 ・鼻水 ・咽頭痛 ・発疹 ・食欲不振 ・吐き気 ・嘔吐 ・下痢 ・腹痛 ・その他（ ）			
発症日	月 日 曜日	解熱または 症状が軽快した日	月 日 曜日
受診日	月 日 曜日（医療機関名： ）		
検査日	※受診せず、ご自宅で検査キットを使用した場合のみ記入 月 日 曜日（製品名： ）		

上記の疾病の出席停止期間が過ぎ、全治(軽快)したため、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日より
登校させます。

学校長 殿

国立市立国立第 _____ 小・中 学校	
_____ 年 組	_____ 児童・生徒氏名
_____ 保護者名 _____ 印	

インフルエンザ出席停止早見表

								発症日から5日を経過した後			
		発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
例 1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能 ○			
出席停止											
例 2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能 ○			
出席停止											
例 3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○			
出席停止											
例 4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○		
出席停止											
例 5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○	
出席停止											
例 6	一度、解熱したが 再度、発熱した場合	発熱	→	解熱 (1回目)	再度 の発熱	→	解熱 (2回目)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○	
出席停止											

- ・上記の表は発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで登校できない出席停止の旨を表にしたものです。
- ・発症とは発熱した日です。「発熱＝発症0日目」となります。同様に解熱したその日は、「解熱後1日目」とはならず、「解熱＝解熱0日目」となります。
- ・例6のように、一度は解熱したが再度、発熱した場合は再度、解熱した日から数えて2日間を経過するまでが出席停止となります。
- ・医療機関を受診した上で本紙を学校に提出してください。

新型コロナウイルス感染症 出席停止早見表

								発症日から5日を経過した後	
		発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
例 1	発症後1日目に 軽快した場合	発症	軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目	軽快後 4日目	登校可能 ○	
出席停止									
例 2	発症後2日目に 軽快した場合	発症	→	軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目	登校可能 ○	
出席停止									
例 3	発症後3日目に 軽快した場合	発症	→	→	軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	登校可能 ○	
出席停止									
例 4	発症後4日目に 軽快した場合	発症	→	→	→	軽快	軽快後 1日目	登校可能 ○	
出席停止									
例 5	発症後5日目に 軽快した場合	発症	→	→	→	→	軽快	軽快後 1日目	登校可能 ○
出席停止									

- ・上記の表は発症後5日を経過し、かつ、軽快後1日を経過するまで登校できない出席停止の旨を表にしたものです。
- ・「発症した日＝発症0日目」となります。同様に軽快したその日は、「軽快後1日目」とはならず、「軽快したその日＝軽快0日目」となります。
- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・出席停止解除後、発症から10日間を経過するまではマスク着用を推奨します。